

# 平岡会計だより

2023.7 Vol. 163

発行元



税理士法人 平岡会計事務所  
大阪府中央区天満橋京町1番26号  
尼信天満橋ビル7階  
TEL06(6966)5858 FAX06(6966)5868  
<http://www.hiraoka-kaikei.jp/>

## <目次>

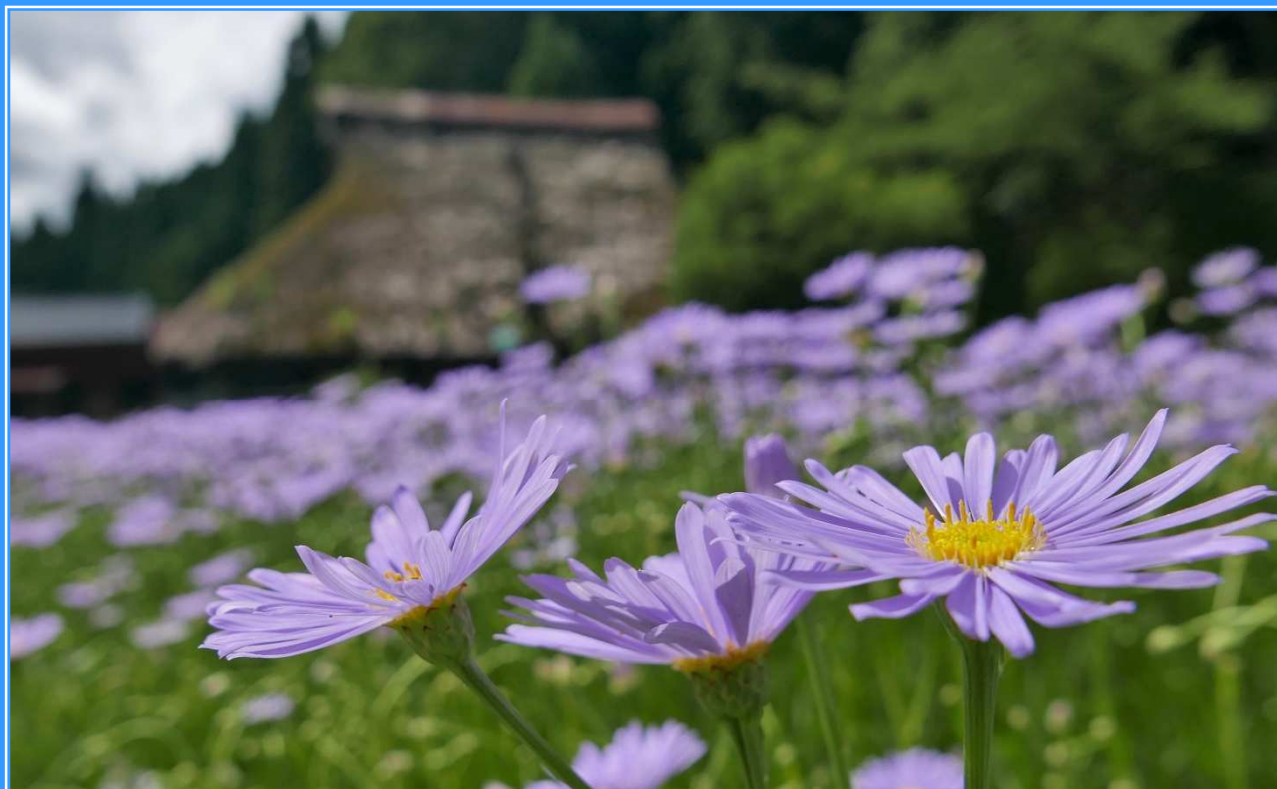
|     |                     |     |
|-----|---------------------|-----|
| 税務》 | 5,000円以下の接待交際費に要注意！ | P 2 |
| 特集》 | 経営者保証について           | P 3 |
| 労務》 | 算定基礎届               | P 4 |

## ～ 返還インボイスの交付義務 ～

商いには常に値引や返品（以下、値引等）が発生します。従来であれば値引処理して、次月の請求書の値引欄に入れておけば良かったのですが、インボイス導入後は税込1万円以上の値引等があれば、売り手は買い手に対し、値引等があるごとに下記の内容を記載した適格返還請求書（返還インボイス）を交付しなければなりません。

- ①売り手の氏名又は名称及びインボイス登録番号
- ②売上について値引等を行う年月日と値引等の対象となった基の売上をした年月日
- ③値引等の基となった売上の内容
- ④値引等の税抜価格又は税込価格と税率ごとに区分して合計した金額
- ⑤値引等についての消費税額と消費税率

なお、税込1万円未満の値引等であれば、返還インボイスの交付義務はなく、従来通りで問題ありません。例えば、売掛金の入金の際に振込手数料を差し引かれる場合、支払手数料又は売上値引という科目を使って経理処理していると思いますが、支払手数料経理の場合は、手数料相当額660円であっても、買い手にインボイスを発行する必要があります。売上値引経理していただく方が、事務処理は軽減されると思います。



北山友禅菊

## 5,000円以下の接待交際費に要注意！

交際費の5,000円基準についての税務調査が本格化しています。書類の不備により適用を受けることができなくなることをないよう、社内ルールの徹底をお願いいたします。

### I 少額交際費の特例(5,000円基準)

中小法人については、年間800万円を超えた交際費等については損金不算入とされますが、「得意先等との一人当たり5,000円以下の飲食費」については交際費等から除外し全額を損金算入とすることができます。



### II 書類の保存要件

「得意先等との一人当たり5,000円以下の飲食費」は、それを証する下記書類の保存を要件に全額損金算入とすることができます。社内交際費は対象外である点には注意が必要です。

| 記載事項                                                     |
|----------------------------------------------------------|
| ①飲食等のあった <b>年月日</b>                                      |
| ②その飲食等に要した費用の <b>額</b> 、飲食店等の <b>名称</b> および <b>所在地</b>   |
| ③飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の <b>氏名</b> およびその <b>関係</b> |
| ④飲食等に <b>参加した者の数</b>                                     |

### III 実務上の対応

領収書を受け取る都度、領収書(表面)の余白に上記③④をメモしていただき、他の領収書等とは別にファイリングしていただくか、下記のような精算書を作成し領収書添付の上、保存をしていただくことをおすすめいたします。



下記に雛型を用意しました。適宜コピーする等してご活用ください。

(作成:川口智美)

| 接待飲食費 精算書                   |                                                                                            |            |                                                                                                 |
|-----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                             |                                                                                            |            | 申請者：                                                                                            |
| 領収書貼付欄                      |                                                                                            |            |                                                                                                 |
|                             |                                                                                            |            |                                                                                                 |
| いずれかに○<br>得意先／仕入先<br>その他（ ） | 相手先法人名／部署名                                                                                 | 相手参加者の代表氏名 | 人数 ※                                                                                            |
|                             |                                                                                            |            |                                                                                                 |
| 備考欄                         |                                                                                            |            |                                                                                                 |
|                             |                                                                                            |            |                                                                                                 |
| ※人数は、当社側の人数も含めて記載しています。     |                                                                                            |            |                                                                                                 |
| 経理<br>使用欄                   | 判定<br><input type="checkbox"/> 少額飲食交際費 (@ 5,000円以下)<br><input type="checkbox"/> それ以外の飲食交際費 |            | 確認印<br><div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 50px; margin-top: 5px;"></div> |

## ～経営者保証について～

2023年4月から「経営者保証」の取り扱いについて、見直されることとなりました。今回は経営者保証とはそもそもどういうものなのか。また、今後どのように変わっていくのかなどを金融機関の視点も踏まえてお話しさせていただきます。

### ◆経営者保証とは

経営者保証とは、事業用の資金を銀行などから借りる際に「経営者が会社の借入の連帯保証」をすることです。企業の連帯保証人となる訳ですから、企業が倒産して融資の返済ができなくなった場合は経営者個人が企業に代わって返済をすることが求められます。しかし、企業の借入に対して経営者個人の資産が不足しているケースが多いため、経営者保証による債権の回収は難しいのが現実です。

経営者保証については2013年から「経営者保証ガイドライン」というものに沿って、金融機関と中小企業間で運用されてきました。しかし、こちらのガイドラインには法的拘束力は無く、金融機関も今までの融資慣行に従い、経営者を連帯保証人として徴求することが実情としてありました。

今回の改革ではこの融資慣行が「中小企業活性化の妨げになっているのでは？」という点から、見直されることになりました。



### ◆経営者保証改革プログラムについて

経営者保証改革プログラムとは、全金融機関に経営者保証という融資慣行の見直しを求めるものです。基本的な考え方は「経営者保証ガイドライン」と変わりありませんが、経営者保証に依存しない融資態勢を促すために数々の施策が整備されたプログラムとなっています。注目すべきは以下の2点です。

#### ① 金融庁による監督の強化

2023年4月以降に経営者等と保証契約を締結する場合は保証契約の必要性和保証契約の変更・解除(可能性)の条件について個別具体的な説明と記録化を求めています。

#### ② 信用保証制度の整備

具体的には創業融資や事業承継特別融資制度を利用する場合に、連帯保証人を徴求しない制度の確立を目指すものです。

### ◆今後の取り扱いについて

今後は以下の①～③の要件が基準となり、経営者保証を解除するかどうかを判断します。①～③の要件は将来に亘っても充足されている必要があります。

#### ① 資産の所有やお金のかかり取りに関して、**法人と経営者が明確に区分・分離されている。**

(例: 法人から経営者個人への貸付金は無い。事業用資産が経営者個人名義でなく、法人名義となっている。)

#### ② 財務基盤が強化されており、**法人のみの資産や収益力で返済が可能である。**

(例: 法人単体の債務償還年数や自己資本比率等の指標が各金融機関の基準の範囲内か。)

#### ③ 金融機関に対し、**適時適切に財務情報の開示がされている。**

(例: 試算表や資金繰り表等の提出を定期的に行い、企業の財務状況を確認できるか。税理士等の専門家により計算書類の検証が行われているか。)



今回経営者保証改革プログラムの発表がありましたが、各金融機関で経営者保証の取り扱いについては方向性を模索している最中かと思います。新規の借入については経営者保証を取らないという方向性を示している金融機関もありますが、既存の借入についてもすべて外れるわけではありません。その場合はどの要件を満たしていないのかを確認していただき、改善に努めてください。



## ～算定基礎届～

事業主は、7月1日現在で使用している健康保険・厚生年金保険の全被保険者に支払った4月～6月の賃金を算定基礎届により届出し、この内容に基づき、毎年1回標準報酬月額を決定し直します。これを定時決定といいます。決定し直された標準報酬月額は、原則1年間(9月から翌年8月まで)の各月に適用され、納めていただく保険料の計算や将来受け取る年金額等の計算の基礎となります。

### ◆標準報酬月額の決定方法◆

4月～6月(いずれも支払基礎日数17日以上)に受けた報酬の総額をその期間の総月数で除して得た額を報酬月額として標準報酬月額を決定します。提出対象者は、7月1日現在のすべての被保険者および70歳以上被用者です。

ただし、以下の(1)から(4)のいずれかに該当する方は、算定基礎届の提出が不要です。

- (1) 6月1日以降に資格取得した方
- (2) 6月30日以前に退職した方
- (3) 7月改定の月額変更届を提出する方
- (4) 8月または9月に随時改定が予定されている旨の申し出を行った方

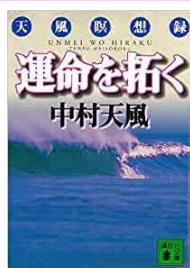


上記(3)および(4)の方については、算定基礎届の報酬月額欄を記入せず、空欄としたうえで、備考欄の「3.月額変更予定」に○を付してご提出ください。

### ◆短時間就労者※の定時決定◆ ※短時間就労者とは、正規社員より短時間の労働条件で勤務する方

- (1) 4月～6月の3カ月間のうち支払基礎日数が17日以上の方が1カ月以上ある場合  
該当月の報酬総額の平均を報酬月額として標準報酬月額を決定します。
- (2) 4月～6月の3カ月間のうち支払基礎日数がいずれも17日未満の場合  
3カ月のうち支払基礎日数が15日以上17日未満の月の報酬総額の平均を報酬月額として標準報酬月額を決定します。
- (3) 4月～6月の3カ月間のうち支払基礎日数がいずれも15日未満の場合  
従前の標準報酬月額にて引き続き定時決定します。

(作成:平野順子)



### 『運命を拓く』 天風瞑想録

著者：中村天風  
発行：講談社

日露戦争時、満州の野で諜報員として従事。

結核を患い、心身ともに弱くなったことから人生の真理を求めて欧米を遍歴。東西の哲学者、宗教家を訪ねても得られなかった、人生の意味。失意の果てに旅先で偶然に会ったヒマラヤのヨガの聖者に導かれ、遂に得た「積極的人生」。

WBCでも活躍された、投手と打者の『二刀流』で活躍している大谷翔平選手の愛読書だと話題の本書は、心の置きどころ一つで人生は激変することを踏まえた上で、積極的な心で生きることを強く推奨した内容となっています。人生が思ったとおりにならない。病気が治らなくて辛い。そんな方に対して中村天風さんは、「心を積極的にしろ」と何度も何度も繰り返し主張します。

人生を解決する悟りと師の慈愛の集大成といえる一冊です。

### —編集後記—

花粉の季節が終わり、蒸し暑い日々が増えマスクを外している人が増えたように感じます。そんな中、第9波やその他の感染症が流行しているそうです。コロナ禍で免疫力が低下した影響ではないかと言われています。栄養のある食事と、良質な睡眠で気を付けたいと思います。

さて、コロナ禍で自粛されていた天神祭の花火が4年ぶりに開催されます。日本三大祭の一つですが、恥ずかしながら大阪に7年住んでいて一度も見に行ったことがありません。今年は見に行く予定を立てているので、今から楽しみです！  
(萩原千紗)